

大津市ふるさと納税管理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市ふるさと納税管理等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津市ふるさと納税管理等業務
- (2) 業務内容 大津市ふるさと納税管理等業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

3 提案限度額

本業務を遂行するために要する費用の委託料は、受託者が受付を行い、現に受領したふるさと納税額の6%以内(消費税額及び地方消費税額を除く。)で、受託者の提案によるものとする。なお、大津市に直接寄附された返礼品を希望しない寄附の処理は委託料には含まないものとし、当該寄附に係る礼状等送付業務は受託者の負担において実施するものとする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和6年6月17日(月)	公募開始
令和6年6月24日(月)	質問受付締切
令和6年6月28日(金)	質問に対する回答
令和6年7月3日(水)	参加申込締切
令和6年7月10日(水)まで	一次審査(書類審査)、参加資格審査結果通知
令和6年7月11日(木)	企画提案書等の受付開始
令和6年7月18日(木)	企画提案書等の提出締切
令和6年7月24日(水)	二次審査(プレゼンテーション審査)
令和6年7月29日(月)	プロポーザル審査結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当

しない者であること。

- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (i) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第

64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 令和元年度以降に地方公共団体との間で、本件と同種又は類似の業務であって、年間3億円以上の寄附実績があるものに係る契約を締結し、これを誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

質問書（別紙2）により、電子メールで提出すること。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和6年6月24日（月）午後5時までに必着

(3) 提出先

大津市政策調整部企画調整課

メールアドレス：otsu1001@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和6年6月28日（金）に大津市ホームページにて掲載する。

(5) その他

- ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。
- イ 質問の内容に参加社名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込の手続

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 実績一覧表（様式3）
- エ 業務体制表（様式4）
- オ 提案概要（様式5）
- カ 会社概要

キ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

- a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
- b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出方法及び期限

- ア 持参による提出の場合 令和6年7月3日（水）午後5時まで
- イ 郵送による提出の場合 令和6年7月3日（水）までに必着のこと。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3-1
大津市政策調整部企画調整課（大津市役所本館2階）

9 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

一次審査（書類審査）を通過した者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、アに掲げる書類は、原本1部及び副本7部を提出すること。

- ア 企画提案書
- イ 見積書（様式6）

(2) 提出方法及び期限

- ア 持参による提出の場合 令和6年7月18日（木）午後5時まで

イ 郵送による提出の場合 令和6年7月18日(木)までに必着のこと。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

10 審査項目及び配点等

(1) 一次審査(書類審査)

審査項目	配点
①業務実績	10
②業務実施体制	10
③返礼品の企画提案	5
④寄附獲得に向けて取り組む事項	5
⑤他自治体での成功事例と再現性	5
⑥提案内容の優位性、独自性	5
合計	40

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

審査項目	配点
①業務理解	5
②ふるさと納税をPRするための手法、創意工夫について	5
③返礼品の企画提案について	10
④寄附獲得に向けて取り組む事項について	15
⑤他自治体での成功事例と再現性について	5
⑥提案内容の優位性、独自性について	10
⑦事務業務の代行について	15
⑧寄附情報の発注・送付管理システム及び報告資料について ・寄附情報の取扱い、セキュリティ対策	5
⑨法令等の遵守について ・国の定める基準等に適合した返礼品の提供	5
⑩業務開始について(業務引継ぎ等に関する事)	5
⑪見積額について	20
合計	100

11 審査方法

(1) 一次審査(書類審査)

参加申込者が6者以上の場合のみ、実績一覧表(様式3)、業務体制表(様式4)及び

提案概要（様式5）に基づき書類審査を行い、上位5者に対してのみ二次審査を実施することとする。

① 一次審査の結果通知

参加申込書等の提出を行った全ての者に対し、令和6年7月10日（水）までに電子メールにて通知する。併せて、二次審査の対象者には二次審査の審査日時を通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査（書類審査）を通過した者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。但し、一次審査の結果は、二次審査に持ち越さないこととする。

① 審査日

令和6年7月24日（水）

② 審査会場

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市役所 新館2階 災害対策本部室

③ 所要時間

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

④ 出席者

3人以内とすること。

⑤ 審査員

市職員5人程度を予定

⑥ 企画提案に係るプレゼンテーションについて

ア プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明を行うこと。

イ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

ウ パソコンを使用する場合は参加者が持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、使用を希望する場合は事前に企画調整課まで申し出ること。

⑦ プレゼンテーション審査の結果通知

令和6年7月29日（月）までに、プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

12 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式7又は任意様式にて）により、企画調整課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先

大津市政策調整部企画調整課 担当者：尾崎・谷

TEL 077-528-2701

E-mail otsu1001@city.otsu.lg.jp